令和元年１１月

保護者の皆様

桜井市立初瀬小学校

インフルエンザ発症時の対応について（お知らせ）

平素は、本校教育にご理解、ご協力を賜りまことにありがとうございます。
さて、標記の件についてお知らせします。インフルエンザにかかった場合は、学校保健安全法第１９条に基づき病気欠席でなく「出席停止」となります。インフルエンザは感染力が強く、急激に症状が進み、重症化や集団発生のおそれがあるので、注意が必要です。また、インフルエンザの出席停止の基準が、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行により、「発症した後５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで」となっています。インフルエンザの疑いがある場合は、以下の対応をしていただくようお願いします。

集団感染を防ぐために

○　お子さんが朝、体調不良を訴えた場合には自宅で体温を測り、発熱がないことを確認してから登校させてください。
○　インフルエンザを早期発見するためにご家庭でも健康観察をお願いします。
「インフルエンザ様症状」とは、
３８℃以上の発熱があり、かつ①鼻汁（鼻水が出る）あるいは鼻閉（鼻づまり）　②咽頭痛（のどの痛み）　③咳　のどれかの症状がある。
○　上のような症状が見られた場合は、無理して登校せず、かかりつけの医師の診断を受けてください。
○　医師にインフルエンザ、もしくはその疑いと診断された場合には、速やかに学校までお知らせください。診断書をとっていただく必要はありません。
○　流行状況を把握するため、欠席の際は、発症（発熱）日、症状等を詳しくお伝えください。
（例：「体調不良」ではなく、「発熱（何℃）」、「鼻汁もしくは鼻閉」、「咽頭痛」、「咳」、「頭痛」、「関節痛」等。（*なお、発症日の特定が困難な場合は、受診の際、医師にご確認ください。*）
○　学校で発熱等の症状が見られた場合、お子さまを早退させることがあります。保護者の方の勤務先や携帯電話の番号等の変更があった場合には、担任に至急お知らせください。また、緊急の連絡がつくようにご協力をお願いします。
○　咳等のある場合は、マスクをつけてください。予防の意味でも、必要に応じてマスクのご利用をお考えください。

〈　インフルエンザ出席停止期間の目安　〉
医師の診断日ではなく、発症日（発熱日）を０日目として数えます。登校できる日については、主治医の指示に従ってください。

	発症日より５日目までは出席停止となります。						解熱より２日後登校可		
	０日目	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目	８日目
発症（発熱）後１日目に解熱した場合		解　熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
発症（発熱）後２日目に解熱した場合			解　熱	出席停止	出席停止	出席停止			
発症（発熱）後３日目に解熱した場合				解　熱	出席停止	出席停止			
発症（発熱）後４日目に解熱した場合					解　熱	出席停止	出席停止		
発症（発熱）後５日目に解熱した場合						解　熱	出席停止	出席停止	

※表の見方

発　熱

解熱

登　校　可　能

出席停止の日数はこの表で運用しますので、定められた日数以前に登校された場合、下校させますので、お迎えをお願いする電話をさせていただきます。どうぞご了承ください。